

# 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令の概要

## 趣旨

砂糖の政策支援手法の見直し、でん粉に係る価格調整制度の創設等を内容とする砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律（平成18年法律第89号。以下「一部改正法」という。）が第164回国会で成立したこと等に伴い、砂糖の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号。以下「糖調法施行規則」という。）について、支援の対象となる生産者等の要件や独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）への義務売渡しが解除される場合の輸入でん粉等の製品用途等を定めるとともに、一部改正法により甘味資源作物特別措置法及び農産物価格安定法が廃止されることに伴い、両法の施行規則を廃止する等の改正を行う。

## 概要

### 1 砂糖の価格調整に関する法律施行規則の一部改正（第1条関係）

#### 題名の改正

題名を「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則」に改める。

甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金の交付に関する規定の整備（糖調法施行規則第18条、第20条、第21条、第42条、第44条及び第45条関係）

ア 甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金の交付申請については、その申請に係る甘味資源作物等の売渡し（委託加工によりでん粉が製造される場合は、原料用いもの引渡し）の日から三月以内に行わなければならないこと

イ 交付対象となる甘味資源作物及びでん粉原料用いもは、国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付対象となる製品の製造用であること等を定める。

#### 対象生産者の要件（糖調法施行規則第19条及び第43条関係）

甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金の交付対象となる生産者について、ア てん菜又はばれいしょについては、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）の対象農業者であって、一定以上の作付面積（てん菜9ha、ばれいしょ7ha）を有する者であること

イ さとうきび又はかんしょについては、下記に定める者のいずれかであること及び農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項について自ら点検を行っていること等の要件を満たす者であること

1）認定農業者又は一定の要件を満たす特定農業団体等

2）収穫面積が一定規模（さとうきび1ha、かんしょ0.5ha）以上の個人又は法人（法人以外の組織の場合は、それぞれ4.5ha、3.5ha以上）

3）収穫作業に係る共同利用組織（作業面積が一定規模（さとうきび4.5ha、かんしょ3.5ha）以上のもの）の構成員

4）上記1）又は2）に掲げる者若しくは一定規模（さとうきび4.5ha、かんしょ3.5ha）以上のもの

5ha)以上の作業規模を有する者に、栽培に係る基幹作業を委託している者を定める。

国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付に係る規定の整備（糖調法施行規則第22条から第24条まで、第28条、第29条、第46条から第48条まで、第52条及び第53条関係）

ア 国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付申請については、その申請に係る国内産糖又は国内産いもでん粉の売渡しの日から三月以内に行わなければならないこと

イ 交付対象として、国内産糖については上白糖、グラニュー糖等であって、それぞれ一定以上の糖度を満たすもの、国内産いもでん粉にあつては、糖化製品、化工でん粉等の製造用であつてそれぞれ農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第224号）に定める品位を満たすものであること

等を定める。

対象製造事業者等の要件に係る規定の整備（糖調法施行規則第25条から第28条まで及び第49条から第51条まで関係）

国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付対象となる製造事業者の要件について、

ア 製造施設の基準として、国内産糖及び国内産いもでん粉の効率的な製造に必要な設備を有し、一定以上の原料処理能力を有していること

イ 対象生産者との約定の基準として、製品の販売収入を、当事者間で原料の生産費と製品の製造販売経費を勘案した適正な分配率で分配すること

ウ その作成すべき経営改善計画について、経営の改善の目標、生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標等を記載事項とするとともに、農林水産大臣は、計画がその実施により経営の改善が円滑かつ確実に遂行されると認められる等の場合には、当該計画の認定を行うこと

等を定める。

輸入に係る指定でん粉等の機構への義務売渡しに係る規定の整備（糖調法施行規則第40条及び第41条関係）

指定でん粉等がその製造に使用された際に、当該指定でん粉等の機構に対する売渡し契約が解除されることとなる製品として、輸出向けグルタミン酸ソーダ等を定める。

## 2 農産物価格安定法施行規則及び甘味資源特別措置法施行規則の廃止（第2条関係）

一部改正法において、農産物価格安定法（昭和28年法律第225号）及び甘味資源特別措置法（昭和39年法律第41号）が廃止されることに伴い、農産物価格安定法施行規則（昭和28年農林省令第40号）及び甘味資源特別措置法施行規則（昭和39年農林省令第9号）を廃止する。

### 施行期日

この政令は、一部改正法の施行の日（平成19年4月1日）から施行する。